

## 生涯学習推進協力員制度の見直しについて

### 1 生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）について

#### (1) 創設

平成9年度（生涯学習推進本部の設置）

市政協力員の推薦で生涯学習推進本部長（市長）が委嘱、任期2年、無報酬

#### (2) 活動内容

- ① 市民の学習意欲の喚起（講座、催しの情報提供）
- ② 個人、グループ、団体等の学習活動の支援（講師の紹介）
- ③ 学習情報の収集及び提供並びに学習相談応対（学習情報の提供及び相談）
- ④ その他（地域と学校が連携するパイプ役、地域活動の参加・協力）

#### (3) 市の支援

- ① 情報提供、相談等（生涯学習人材バンクの登録情報提供）
- ② 協力員相互の交流及び連携機会の設置（研修会実施）
- ③ その他（保育協力者派遣、子どもの居場所づくり補助金）

### 2 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画での見直しの方向性

協力員の制度を見直し、本来の役割である市民の学習意欲の喚起や学習活動の支援、学習情報の収集や学習に関する相談支援等の活動をより広域で実施できる場を設けるなど地域と地域をつなげる役割も担えるような仕組みづくりを行います。

### 3 協議会での意見

#### ① 協力員制度に対する意見（令和4年度第1回協議会）

- ・まちづくり協議会の活用が良いが、協議会が設立されるまでの間は、できるまでの間のことも検討する必要がある。
- ・役割が重すぎるとなり手がいなくなる。学習情報の提供といった役割でよい。
- ・活発に活動が行われている地域には、協力員は必要ないのではないか。
- ・区・自治会単位の方が活動しやすい。

#### ② 協力員の活動単位に対する意見（令和4年度第2回協議会）

- ・生涯学習に対する取組が積極的でない地域では役割が重すぎる。なり手がいなく

なってしまう。

- ・活動する単位は、特に定めなくて協力員が動きやすい単位で良い。

③ 協力員制度の見直しに対する意見（令和5年度第1回協議会）

- ・協力員制度を知らない人が多い。
- ・協力員は研修を受けて欲しい。
- ・協力員の活動を見に行きたい。
- ・研修会、講習会受講者の中から協力員を出してはどうか。
- ・区・自治会に選出依頼をすると充て職になる。市が募集するのもひとつ。

#### 4 協力員制度の運用について

① 協力員 まちづくり協議会から推薦があれば登録する。ただし、まちづくり協議会が発足していない地域については、区・自治会からの推薦があれば登録する。

※ 推薦していただく人の活動例

学校の伝統行事体験学習等にかかわっている、児童への実技指導等を行っている、地域で行う講座等の取りまとめを行っている人など地域において生涯学習事業に深くかかわっているなど実際に活動している人を推薦してもらう。

② 活動内容 まちづくり協議会内において、生涯学習事業に係る企画・運営・情報提供等を行う。

③ 市の役割（案）

- ・生涯学習情報の提供
- ・協力員同士の交流会（協力員の活動紹介）
- ・協力員の活動に対する支援（京都府等が実施する研修会の案内）
- ・協力員制度についての情報提供及び周知（ホームページでの広報等）

④ 登録の取消

協力員については委嘱を行わず、市に登録する（無期限）。

協力員から申し出があったときは、その登録を取り消す。

生涯学習推進本部長が協力員を不適当と認めたとき、その登録を取り消す。